

第11回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年6月12日（木）午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	C氏
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 それでは、皆さん、こんにちは。時間になりましたので、調査特別委員会を開催したいと思います。どうかよろしくお願ひをいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、証人喚問前の進め方について申し上げます。本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは、証人入室のため暫時休憩をいたします。よろしくお願ひします。

(午後1時31分休憩)

(午後1時32分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

C証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定がございまして、また、これに基づいて民事訴訟法の証人喚問に関する規定が適用されることになっております。

これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人が証人または証人の配偶者4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にありまたはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受けまたは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するときまたはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。

それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6ヶ月以内の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬこととなっております。

この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にありまたはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3ヶ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

一応以上のこととを御承知になつていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

それでは、宣誓書を朗読願います。

○証人（C氏） 宣誓書。良心に従つて真実を述べ、何事も隠さずに、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年6月12日、C。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、宣誓書に署名・応印をお願いいたします。

[証人 宣誓書に署名押印]

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

これから証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証言席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより、C証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。

では、初めに人定尋問を行います。

まず、あなたは元役場職員のCさんでしょうか。どうぞ。

○証人（C氏） はい。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。証人。

○証人（C氏） はい。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。C証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

それでは、尋問を行いたいと思います。どなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 副委員長をしております白根です。今日はよろしくお願ひいたします。

百条で大刀洗マルシェかててのことを調査しておりますけども、証人には大刀洗マルシェのかてて

の前身であるさくら市場の立ち上げ当初から携われていらっしゃって、長年にわたり御尽力されていましたことが分かりました。立ち上げ当時は大変お仕事が、立ち上げたばかりだったので、大変だったことだと思います。その当時のことを思い出していただきながら、お答えいただければと思っております。思い出すのに時間がかかるかとは思いますが、ゆっくりでいいので、焦らずにお答えいただければと思います。

では、大刀洗マルシェかてて、旧さくら市場ですが、こちらの質問としては、通称かててというふうにお伺いいたしますので、その点御了承ください。

それでは、まずかてての中でどのような仕事をしていたのか、詳しく御説明をお願いいたします。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私は、一番初め緊急雇用で大刀洗町に雇われました。大刀洗町をPRするために3名の職員が雇われたんです。私は60、退職して、町のことが知りたくて、PRするためにどんなことができるのかというので、興味で役場に採用されましたけど、緊急雇用は1年間だけだったんです。PRするためにはマルシェ、いろんな道の駅見て回って、やはり町をPRするには町のものを販売するのが一番いいということで、一番初めは平和記念館、あの横が今何か倉庫というか、展示場ができていますけど、あそこが何もない広場でした。そこに筑前町のみなみの里のテントと自分の大刀洗町のテントを2つ張り出したんですけど、まず最初はテントを買うことから、机を買うことから、それに旗を頼んで注文して作ること、そういういろんなことを一番初めから立ち上げました。

私たち、PRするためには、あそこは1,500人ぐらいのお客さんが土日はやってくるんです、その人たちに大刀洗町をPRするために、寒いときと冷たいときと、冷たい麦茶を出してお店に寄っていただくように、温かい麦茶を出して冬は寄っていただくようにということで、3人でお店を土日に特に多く出しました。

そのうち中に、初め5人ぐらいだったので、本当に少ない出品者、立石さんの天ぷらとか、そういうものと、あと北鶴木にうの花グループ、私の母が手芸をしていましたので、手芸を作っていただいて、ちょうどお土産になるようなブローチとか、そういうものをうの花グループに頼んで、あと役場の近くの方で手芸をしている方が出されて、あと小郡の小郡学園、その中の生徒さんたちにも作っていただいて、5人ぐらいしかいなかったんです。それでもPRのために売ったことと、あと井上の高速道路、そこでパンフレットを配りました。

大刀洗町のパンフレットを配って、今村の教会とか、そういうところに来てくださいということで、一時菊地にありますけど、ヤマザキディリー、あそこの方が、もう皆さんここで今村の教会を聞かれるのに、とっても迷惑しているように言われたんです。紹介するのが難しいから、役場からあなたたちがいろんなものを持ってきて置いてくださいと言われて、地図を持ってきました。今村の教会に案内できるような、大刀洗の町を案内できるような地図もそこに置かせてもらいました。

1年目で、一番最後の私がずっとその業務をしながら、マルシェをしながら、あそこの何ですか、就業改善センターが私たちの事務所だったんです。今、役場の中に置いていますけど、就業改善センターの中に金庫つきの倉庫を作ってもらいまして、そこに商品とか、自分たちの事務作業は全て就業改善センターだったんです。その日に売れたものをそのまま出品者に持っていく、人数少なかったですから、持っていくという形で業務をしていました。

そして、もう一つあります。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○証人（C氏） すいません、1年目の終わり頃にはじめてさくら市場として就業改善センターで市場を出しました。野菜とか、皆さん、出品者さんが集まって、それが本当の一番初めの、いろんな出品者を交えて市場をしたのはそれが最初でした。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 売上げ管理、Cさんが、さくら市場で主な責任者としていらっしゃったということでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。どうぞ。

○証人（C氏） 一応私がリーダーとして、一番出勤していましたので、私がお金のほうの管理はしていました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのときに帳簿作成とか、お金はどのように管理していたのか教えていただけますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私はノートを作っていました。そして、一人一人、毎日売れた、その日に売れた金額と、1割頂いておりましたので、1割を、ずっとたまっていきますよね。そのノートを作成していました。その中で、たまたまお金っていっても5人ぐらいでしたから、ほとんど少ないので、金庫の中でそのお金は管理していました。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのノート作成なんですけども、Cさんはいつまでかててに対して携わっていらっしゃったんですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私は、1年目は3人で業務していましたけど、2年目は緊急雇用だったので退職しました。3年目にまた声がかかって、また戻ってきて、一緒にマルシェをするようになりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 再度戻ってこられたときも、売上げの管理とか、ノートに帳簿をつけていたっていうことでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） そうです。私が全部ノートにつけていました。10%頂いたお金からいろんな、出店するためには出店料が要るんです。その出店料を払ったり、袋とか買いますよね。その袋を買ったり、あるいは駐車場、町に行ったら駐車場、止めるためにお金が要るんです。そういうのを全部、10%の集まったお金から引いたものを残していっていました。ある程度たまると役場のほうに預ける。そのノートはコピーをして、役場のほうにはずっとお渡ししていました、どれだけかかっているとかいうのがですね。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうすると、証人は現金を手元に置いて管理されていたことになりますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） いえ、金庫を買っていただいたので、その金庫の中にお金は入れていました。邪魔になるから、そんなにたくさんはたまっていないんですけど、その都度役場のほうにはお預けしました。

○古賀世章委員長 いいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほどから、立ち上げのときから3名ほどで一緒にということだったんですけども、今までかてての担当に関わってこられた人のお名前を、覚えているだけで構わないので、教えていただくことができますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 1年目は、私とそれから男の子の、若い方だったんですけど、36歳ぐらい、もう一人女の方が、やっぱり私と同じぐらい、60になった方だったと思います。

2年目はDさんとEさん、3年目が私とFさん、そしてその後が、今度はFさんともう一人、Gさんという方が入られました。3人でするようになりました。何年かしてGさんが辞められたので、Hさん、その後は今いるメンバーの方だったと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 テントや机やいろいろなものを、旗とか準備したりとか、立ち上げの際に大変リーダーシップを発揮して動いていらっしゃったんですが、このような業務の指示は、どこからか、誰からかあったものなのか、それともCさん自分自身が考えて動かれたものなのかをお答えください。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 1年目は、その男の方が、若い方が、道の駅を造るのが夢だったので、やっぱり道の駅というのが町には必要だということで、その方がいろんな道の駅にも連れて行ってくれたし、こうい

うものも要る、ああいうものも要るって、私たちは1年目はついて回るような形でした、私たちは、女性のほうは。

でも、ある程度マルシェ、テント張りができましたので、2年目、3年目は校区センター、かでて、さくら市場を知っていたためには全ての校区センターに出店したと思います。町の方にこういうものをしているということを知っていたために、校区センターを回りました。土日はほかのいろんな、町外にも出て行きましたけど、お客様の多いところに、でも、普通のときは老人会とかそういうの、みんな校区センターで人が集まられるので、そこに出店したように思います。さくら市場に出せば、何でも売れるねっていうので、出品者がとても増えたと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その校区先とか、出展先を決めたりとか業務内容、それを指示した方はいらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私たちが、自分たちでミーティングもして、自分たちで企画をしたと思います。行政ですから、いろんなところからの、市場が、町村フェアがありますよとか、そういうのは入ってくるんです。情報というんですか、県庁の中にも出しませんかって、いろんな町村が出していますよね。そういう話は来ているよっていうのを、紙をもらったりするので、どこに出そうとか、このときに仕事をしようとか、ドリームセンターの、こういうあれば、集まりがあつてっていうので、自分たちで企画してやってきたと思います。

だから、役場はただ私たちにやらせて、やらせてって言つたらいいけど、好きなようにしていいよってしてくれているんだろうと思いながらも、後ろには大刀洗があるので、間違ったことはできないということと、迷惑かけられないということは、基本的には自分たちの胸に収めながらしていました。

だから、こういうところに行きたいんですけどということを報告はきっちとしてきました、役場のほうにはですね。

○古賀世章委員長 いいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 調査の結果、かでての通帳がありまして、そこに「携帯」っていうふうに明記されていたところがありました。それで、それを調べましたら、証人の個人名義で携帯とタブレットの2台、ファミリー特約で契約されているような形になっていたんですけども、なぜ携帯が必要だったのかお答えください。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 初めは、役場の携帯を総務課から借りていました。でも、商売をするということは、お客様に電話をする、商品の仕入れ、それに仕入れ先というのが、今度は出店、あそこの鳥栖の商

業施設がありますよね。あそこで野菜を大々的に売ったときも、残ったときに返品するんではなくて、値段を下げるお客様に買っていただければ、出品者にお金を少しでもあげられるという思いから、値段を下げていいくですかという電話を何度もしてきました。だから、仕入れも、今日取りに行きますよというのも、また持ってきてくださいも、そのために1万5,000円ぐらいの電話代がかかったんです、総務課から借りていたときに。それは問題ありということで言われたので、私は、初め自分の電話で半分はかけたりしていたんですけど、出品者さんが、かけ放題という電話があるじゃないって、それを借りればいいじゃないって言ったから、役場のほうに私の名義で電話をもう一つ借りていいくですかって、頼んでいいですかということで借りました。そのために、d o c o m oなんかは名前がないと貸してはもらえませんので、私の名前で借りました。

だから、私は常に自分の電話とそれと両方持っていましたし、24時間家に持つて帰っていたので、商品がなくなり次第またこれを作ってくださいという電話を家のほうからもしていましたから、2本の電話を持っていました。その電話代です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 タブレットも契約されていたかと思いますが、そのタブレットの使い方はどのような使い方をされていたんですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） タブレットは、レジに使えたりするっていう、取り込みができるとか、いろいろそういうのがありますて、それと、いろんなところに行ったときに写したりする。私はあまり使い切らないんですけど、若い職員の方が、いろいろできることがたくさんあるみたいで、電話と一緒にそれを借りていたと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのタブレットは、いつも現場に持ち込んでいて、管理も証人がされていたということですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） いえ、役場は置いていました。それと、行くときに持つて行っていたような気がします。写したりして、情報を流すために、町村フェアに行くときとか。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 タブレットでP a y P a yの支払い処理等をされていたということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） だんだんP a y P a yを使うのが多くなりましたから、若い方は皆さん、P a y P a yで支払いたいっていうのが多かったので、それを持っていっていました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 個人名義で契約をされているということで、携帯の支払いはどのような形でされていたんですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私の自動引落しの通帳に金額が入ったときに、担当者というのが、係の人がいますよね。その方にお願いしてお支払いしてもらっていました、通帳は、私は持っていないかったので。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 整理しますと、Cさん名義の通帳から契約した携帯電話が自動引落しをされて、その金額を、そしたら、その通帳を持って、これだけ落ちているので、この金額をくださいということで、現金でもらっていたんでしょうか。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○証人（C氏） 現金でもらいました。それと、電話を開けばかかっている金額が、調べることができますので、それで支払われていたと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、ちょっと質問を変えていきます。全て皆様で、証人を中心に担当の方がいろいろ企画していたということなんんですけども、手数料を決める際にも証人が中心になって手数料を決めていたということでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 一番最初に始まった当初から10%、本当は私たちはもうける必要はないというのが基本に頭にありまして、町の老人を元気にすること、それに働きに行けない若いお母さんたちのアクセサリーを販売すること、町の中が元気になればみんな元気になれるというので、10%、20%の手数料は、もう10%に抑えていたんです。普通は、いろんなところに商品を預けて売ってもらうというのは、20%ぐらい取られるんです、マルシェでは。でも、私たちはそういうお金をもうけ主義じゃなくて、町の人が元気になるため、老人が、現に私の母は、一番最初の、私が立ち上げたときから、北鵜木の手芸クラブで、96歳まで、去年ぐらいまで作ってくれたんです。それを出していて、とても認知もなく元気にやってこられたのは、やっぱりそれのおかげだなということで、去年私、辞めた途端に脳梗塞を起こして、今施設に入っているんですけど、確かに町の人はみんな元気になったというのは言つてくれるので、私はそれはとても自分でいいことをしたなと思っているんですけど、それが10%だったというのは、10%でよかったです。金額は、そんなにたくさん頂く必要はなかったから、袋代とか、時には万引きもされます。その、万引きの代償に10%の手数料から補填しないといけないということもありましたし、マルシェの出店料が3,000円も5,000円も出したときもありましたし、そういうお金に使ってきました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 手数料を取る意味は少し理解できたところではございますが、何をもって10%にしたのか、近隣を見て、周りを見て20%は高過ぎるから10%ということですが、5%でもよかったですではないかなとは思います。その10%ぐらいでいいんじゃないかというような提案だったりとかをされた方らっしゃいましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 初め出展者が5人のときから、始めたときから10%で、それを深く考えたことはありませんでした。3人で10%にしようって決めたような気がします。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 手数料の10%の根拠は、特になかったということですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） やはり自分たちが持つて回るのに、袋を買ったりとかいろんなお金が、役場から出るお金じゃないと思っていたので、自分たちが店を開いて、それで運営するというのが一つ頭にありましたので、やっぱり10%を頂かないと日当代は出ません、私たちのお金は。ただ袋を買ったりとか、そういうふうなものに関してのお金をどこからも出してもらうことはなかったと思うので、それを充てました。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。いかがですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今、C証人は、出品者としてかててのほうと契約されているかと思うんですけども、何か書面にて、契約書なり何かを持って契約されていらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 先日、今度はJAとあれとなったというので、また新しい契約書を書きました。何か書くようになったというか、前は、私たちは自分たちがしていたときは、契約書を作っていましたから、ちゃんと出品者になったら、契約書で名前を書いてもらってお互いが持つという書類はあったと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 もう一度確認しますけど、ここ大事なとこなのでもう一度お伺いします。契約書で間違ひありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 契約書というのは、自分の名前を書いて、私たちに出す、私がさくら市場のときですよね。入ったら、出品者になったら、住所、名前、そういうものを書いてやっぱり預けないと、私たち自身が今度は電話したりとかしないといけないので、そういう帳簿みたいなのを作るために住所、名前を書いていただいて、あと10%いただきますよとか、そういう項目が書かれた紙だったのですけ

ど、契約書かと言わされたら、はつきり契約書って書いてあるあれば、私には分かりませんけど、自分たちが出品して入っていただくために規定がありますよね。袋が破れたらこちらで入れ替えますよとか、野菜が少し傷んだら値段を下げるで売りますかとか、そういう言葉の文言の書いたものを、食品と手芸品と作っていたと私は思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 契約書、当時立ち上げたときから、そういうものを持って出品者の方と取り決めを交わしていたっていうことでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 初めは5人ぐらいだったので、ニーズも少なかったので、契約書とかはなかったと思います。口約束みたいに、出してくださいで出されて、10%売れたら上げていたっていう、9割上げていたっていう形で、そのときに契約書があったかというのは、ちょっと自分の記憶では分かりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 いつ頃からその契約書、書面を交わすようになったのか覚えていらっしゃいますか。それともう一つ、その取り決めの内容の書面、そもそも証人、携わった方たちがそういう書面を作ったということになりますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） だんだん出品者が増えてきましたので、若い人が入ってきて、職員がいろいろ立ち替わり入ってきましたので、そのときにやっぱこういうものを作ったほうがいいよねって、途中から作ったと思うので、何年に作ったかというのは自分ではちょっと覚えていないです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その契約書に当たるものは、1年更新が、1回すればずっと続くものなのか、1年ずつ更新していくものだったのか、どういう契約をされていましたか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 契約書みたいなのができたときに、新しく入る人に書いていただくという形なので、それを毎年更新とかはしてなかったと思います。

○古賀世章委員長 いいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 契約書のような書面は、お互いが、出品者と町が管理していたものでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 町というよりか、私たちの市場、マルシェ、さくら市場とかかてての私たち自体が書類を持っていたと思います。出品者がするためには、私たちはお店に出ていっていないときは、役場の係の方が新しく商品を持ってきた方にその紙を渡していただいて、こういう方が来られていますよというので、私たちが受け取ったと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 同じような質問になりますけども、お金の管理、売上帳簿だったり、契約書だったりということは、担当者の方が管理をしていた、証人が管理していたということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 途中からPayPayとかができましたよね。そのときから、もう私は管理はしていません。結局、売上げを1日1日封筒に入れて、それを役場の職員の人に通帳に入れてもらうために預けました。だから、金庫の中には入っていないです、4万円の残金しか、釣り銭しか。その後は農協に、農協の通帳をたしか使っていたと思うんですけど、農協のほうも考えられて、1月1日、1月4日というふうに封筒の金額を、それぞれの金額を通帳に打っていってくれていたと思います。何月何日に幾ら、何月何日に幾らという、そういう配慮を農協のほうはしてくれていたように思います。

だから、お金の管理は、もう全て途中からパソコンの中に、私、ずっとノートに書いていたのも、もう書かなくてよくなりました。全部売上金の、今日何が売れたというのは最後に打ち込んで帰る。今日の1日の売上げをパソコンに落として帰る。その売上げの金額を役場の職員にお願いして、通帳へ入れていただくために預けて帰る。8年前ぐらいからそれが始まったと思います。

だから、初めのうちは、私たちが金庫の中で管理したりしていましたけど、たまつたら上げるという形をしていましたけど、あとはもう全部パソコンの中で処理ができるようになったので、お金はその都度封筒に入れて渡して帰っていました。

そのパソコンの処理ができる前までは、ノートに書いたものをコピーして、これだけ売上げがありますということで報告したと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その後、パソコンで管理をされるということですけども、それは役場の職員が手伝っていたということでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） いいえ、私たちが打ち込んでいました。そして最後に、月末に売上金を払わないといけないじゃないですか。それを私たちが自分たちで出して、振込ですか、その作業も私たちがしていました。

だから、役場の人は、それはしていないです。全部自分たちでやっていました。パソコンも、一応そういう処理ぐらいは自分でも打てましたので、して帰っていました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうすると、しっかり売上げの管理もされていたということで、10%手数料もらった分も、ちゃんとしっかり分けて管理をされてあったということですね。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 10%は、月末というんが、その10%を頂くのは、最後の売上げの振込をするときに、引いたものを振り込むという形ですよね。だから、10%の管理というよりか、毎日の売上げはそのまま通帳に一旦入り込みますよね、全額。そして、月末に一覧表を出して、誰が何ぼ売り上げたって、売上げが、1人の人が1,000円あるなら、900円が向こうの振込の銀行の通帳に渡っていきますよね。その残りが、100円残っていいくだけであって、お金は触りはないです。もう全て通帳の上で動いていたと思います。

個人的にそのお金を触るということは、もう売上げの、今日何ぼ売れましたよというので役場に預ける。それを農協に持っていく。そのときまでが現金の扱いであって、あとは現金は扱うことないです。お客様に払うのは、もう全部振り込みですよね、今。PayPayの人はPayPayで払ってくださいということなので、PayPayに入れていたと思います。今もそうされていると思います、私のときからもそれでしたから。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうすると、出品者の方は1か月単位で、例えば6月1日に納品をして、会計6月30日とかで締めて、それで売上げの分をお渡しするみたいな形の流れでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） そうです。結局、売れなければ売上げの振込はないんですから、卖れた人だけが振込が入ってくるという形です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 しっかり帳簿を作成されていたということで、管理はきちんと。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○証人（C氏） 私は、全てノートでしていたのを、役場にはノートの写しをコピーで上げていました。自分たちが卖れた分です。何月何日に何が卖れた、何月何日に何を買った、それを全てノートの写しを役場に渡しました。役場は、それをずっと見て、ああ、これぐらいだなということで、初めのうちにはですよ。でも、もう8年ぐらい前からパソコン操作になりましたから、そういうこともしなくてよくなつたので、金庫も、金庫つきの中に入れて、そしてあと、お金のほうは毎日卖れたときは役場の職員に預けて、通帳に入れていただくように預けました。私たちの仕事は土日が多かったので、役場の職員がいないときがほとんどだったので、自分たちで金庫を開けて持ち出さないといけなかつたんです、釣り銭の金庫ですね。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 前の質問に戻りますけども、日当が出ていなかったというふうにおっしゃいましたけども、町から雇用されていたわけではなかつたんですか。

○古賀世章委員長 どうぞ。C証人。

○証人（C氏） 一番初めは緊急雇用ですから、国か県からお金が出ていたんじゃないでしょうか。それから、私たち自体が、何でこういうさくら市場みたいなのをつくるかというのは、議員さんに随分たたかれると思います。でも、そのたびに町の町民の方が議会の人に頼んだり、私たちはこんなに楽しいものづくりして、楽しい市場なので続けてくださいということを何度もお願ひに行った人もいらっしゃいます。それに、なくなるって聞いたとき、議会に後ろにずらっと町の方が、出品者が並んだこともあります。それぐらい町としては、私たち出品者としては、続けてほしいという願いがあったみたいで、私は、一番初めのうちは振込とかないお年寄りは全て家に、自宅に持っていました、お金を。自宅に全部行っていたので、自宅に行ったおばあさんたちから、来年なくなるというので、もっと来年もしてほしいなというあれをずっと言われていましたから、私たちも、町以外に出ていったときもそうですけど、日報というのがあります、一日の流れを必ず役場に報告するようになっていたんです。その中に町の方から聞いたいろんな言葉、それを全て入れて課長のほうには出していました。

だから、それを見ていただいたら、町の方とか出品者が、どのようにさくら市場に対して思っているかとか、御主人が亡くなったから寂しいので来たって言ってずっと話していかれる方、町の憩いの場にもなっていたと私は思っています、さくら市場自体が。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 もう一度質問をし直します。日当です。最初は雇われていた、補助金を使って。

その後も、かくてに携わられていたと思うんですけども、それは無償で行っていたということですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） いえ、無償ではなくて税金から頂かないといけなかったと思うんですけど、課長が結構県のほうに掛け合って、老人を元気にするためのそういう支援みたいなのとか、そういうのにずっと駆け回ってくれていたと思います。町からお金を全部、給料を頂くんではなくて、いろんな県からそういう補助があるのをずっと探してくれていたと思います。だから、今回も、また来年もできるよっていうのは、そういうふうなのを課長のほうから聞いたことがあります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 お給料ですけども、それは町からの振込ではなく、補助金から現金で頂いていた感じになりますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私は、補助金とかそういうのがあったというのは、一番初めは緊急雇用です。その後は、町のほうから給料はもらっていましたので、給料は出ていたんです。ただ、そのお給料が全部税金で出していたかというのは、初めの頃はいろんな緊急雇用とか、そういう名目のお金で回ってきていたんじゃないかなと自分では思っています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 証人が雇用されていたのは、町で雇用されていたことになりますよね。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 出所は分かりませんけど、町から給料は頂いています。

○古賀世章委員長 そういうことですね。

よろしいですか。そのほか、どなたか御質問があればお願ひをいたします。實藤委員。

○實藤量徳委員 まず最初、すごい頑張っていらっしゃるのは、本当すごいと思います。議会がやめるとかというのは、私、ちょっと分からないので、今回こういうことを調べているのは、あくまでも存続させたいからなんです。いい形で存続させたいから、さくら市場、かててを正しいというか、法的に正しい形で残しておきたいと思って、いろいろお話を聞いているんです。

それで、最初のまことに立ち上げられたときに、まず役場のほうから言いますよね。こういうのをしようと思うからやってくれませんかみたいな感じで誘われたんですよね。じゃなくて、町を活性化させるために何かしようって言って、Cさんたち3人なりがマルシェみたいなことをしようというふうに決まったんですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） そうです。私たちは、PRのために雇われました。ただ、そのPRが、何をしたら一番町のPRになるかっていうのが、男性の方、36歳の方がマルシェ、道の駅を造ったらいいって言うけど、私たち自体に道の駅はないじゃないですか、大刀洗町には。だから、いろんな道の駅に行って、手芸品やり野菜やりっていうので、一番いいのはやっぱりマルシェって、テントで販売しようということで、その3人で考え出したのがそれなんです。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 すごいアイデアマンですね、皆さん。

マルシェができたのはいいんですけど、その運営方法について、役場のほうから何か指導はなかつたんですか。これは、あくまでも大刀洗町がつくる、直営なりだからというか、あなたたちにお金を雇って、運営してくださいとか、何かそういう指導みたいなのはなかったんですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 一番初め、矢野課長だったと思うんです。一番初め、総務課の、ずっと企画課とかにずっと替わってきましたので、矢野課長のほうが、自分たちで考えて自分たちで好きなようにPRしてっていうのを言われたので、その男性がいたから私たちも、あと60歳過ぎた女性ですから、そんなに自分たちで考えつくあれはないんですけど、道の駅巡りをずっとしました、1か月。そして、やっぱり道の駅が一番いいっていうので、手芸品とか出すものを今度はいろんなところに当たりました。

だから、Funakiriさんのサブレが、今、平和記念館の中に入っているのは、私たちが考えてサ

ブレを作ってくださいっていでの考え出した分です。Funakiの社長に聞いたら、包装紙は自分は作っているけど、あそこは筑前町だから持つていけないって言われたんです。私たちのところで販売し始めたら、お客様がすごく寄ってそれを買っていくものですから、私たちが辞める頃は、そのサブレは平和記念館の中に入りました。

それとあと、立石さんのサバも売っていたんです、サバや天ぷらが。だから、それも筑前町の今みなみの里の中に、販売として入っていると思います。本当は筑前町のものしか売れない道の駅なんですが、そこは一緒に売っていたというのがあるから、そのサブレは平和記念館に、それと天ぷらは道の駅に入りました。

それともう一つ、筑後川の小郡学園の中のコースターも、飛行機のコースターを作ってくれっていうのを提案したので、それもお土産になったので、平和記念館の中に入れてもらうことができました。

だから、とってもいろんな企画はしてきたんですけど、自分たちで考え出したもので、役場から指示されたものは一つもないんです。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 アイデアはすごい。じゃなくて、お金の流れとか、そういうものに対する指導というか、お金は、一つの商売じゃないですか。それで、役場がやっている企画の中の商売をやっているから、これはこういうふうにお金は持つていってください、だから、Cさんたちは自分たちで帳簿を作ったりして、それで担当課のほうに渡していらっしゃいましたよね。だから、それは自分たちで考えてそういうふうにされたんですか。それとも役場のほうから、ちゃんと作って毎月出してもらったら、お金の出し入れはしますみたいな、そういうことは。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 一番初めは、4万円の金庫の中身は役場から頂きました。商品のテントを買ったりとか机を買ったりするのも、役場のほうから、矢野課長のほうからお金頂いて始めました。

でも、こうしなさいということは言われていないんです。私たち自身が商売するために、みんな経験があるじゃないですか。私たちも60ぐらいになってから、私もダイエーにも勤めたし、男の方もいろんな商売をしてきているから分かるじゃないですか、そういう帳簿なんかつけとかないかんということは。

だから、あとたまたまお金を役場に上げるという形でしてきました。その代わり、ちゃんと日報、報告、今日は何ぼ売れて何ぼしましたとか、どこに行きましたとか、そういう報告はずつと毎日、出勤したときはしてきました。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 すいません、最後に、そうやってきちんと日報と買ったものの領収書の現物なりコピーは、ちゃんと担当課のほうに渡されたということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりまし

た。ありがとうございます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほか、どなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 通帳のほうでお金は管理されていたということですけども、その通帳名義は証人の名義で作られましたか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 通帳は役場のほうで作っていたと思います。私たちの通帳はありません。役場のさくら市場で通帳ができていたんじゃないかなと思います。

役場で作って、個人名が要るから、課長の名前か何かになっていましたか。

私たち、お客様が結局、漬物を何千円送ってくださいとかいうのも、着払いでの送るためには通帳の番号が要ったんです、どうしても。だから、それを役場にあるさくら市場の通帳に振り込んでもらったりしていました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その通帳を作ることに関しては、提案はされていないということですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 私たちは、そこまでのお金のあれば分からないです。役場には、自分たちの売上げを渡すことですね。その後の、どういうふうに通帳に入ってくれているか分かりませんけど、その通帳がないと今の段階では振込ができないと思いますけど、お客様というか、出品者にお金を払うのは今現金じゃないので、全て振り込みですよね。そのためには通帳が絶対要りますよね。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほかどなたか、質問。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしくお願いします。

多分、立ち上げのときから議会におけるのは私だけで、最初の緊急雇用もよく存じておりますし、それがなくなるときにやっぱりこれはいい制度だから続けるべきじゃないかという質問をさせていただいた記憶がありますし、先ほどほかの委員も申し上げたように、我々は議会の中でこの制度はやめてしまうがいいんじゃないかという議員はおりませんので、できる限り適正な制度で続けていただければということで、今、調べさせていただきます。よろしくお願いします。

今の御質問の中で、幾つかちょっと確認させていただきたいのが、証人の身分が、いろいろ財源はあるにしても、緊急雇用の頃からずっと町職員、町の臨時職員という形で、お辞めになるまでずっと町の職員だったということは間違いございませんか。

○古賀世章委員長 いかがでしょうか。C証人。

○証人（C氏） 私自身、緊急雇用で入れてもらって、給料は町から頂いていたので、正職ではないけど、準職で来たんでしょうかね。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 恐らく当時でいう臨時さんとか嘱託さんということになると思うので、そうすると雇用契約というのは主にどういう形で雇用契約なされたか覚えていますか、週何日とか何時間とかいう感じの。

○古賀世章委員長 どうぞ。C証人。

○証人（C氏） 雇用契約は、初めのうちは社会保険もありました。1年目は厚生年金もありましたけど、後からだんだん人が増えて、私たちの給料は28日分しか出ないって私は聞いていたので、それをみんなで振り分けたと思います。28日分の金額しか出ないので、14日ぐらいと、2人のときは14と14、1人が14だったら、あと7、7というふうに分けて、勤務を立てたような気がします。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうすると、お一人月何日勤務とか日額幾らとかいう雇用契約ではないんでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） いえ、一番最初に、4月のときに雇用契約書はもらいました、1日幾らというのは。そしてあとは自分たちで、言われたのは、大体28日しか勤められないということを聞いていたので、その係のもので、あなたが7日、私が7日というふうに分ける。私が一応リーダーだったので、14日間勤めていたと思います。あとは、2人ずつで移動するから、7、7できたような気がしますけど、今はたくさんいらっしゃるから。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 町の職員だったということは、当然町長を頂点とする町組織の一員であって、どなたかが上司に会って、その上司の方から指揮命令、職務に関する命令を受けると思うんですけど、直接の上司はどなただったと思われますか。当時、いろいろ時代はあると思いますけども。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 直接というのが、そこの課に行ったときの課長は矢野課長、順番がちょっと私もあれですけど、川原課長、それに重松課長、それにもう一人辞められましたけど、久次課長、そしてあと担当者の方が、女の方がいらっしゃいましたよね。IさんとかAさんとかJさん、それにBさんが。一応この人に聞いてください。あと、Kさんはどうだったかな。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 例えば携帯電話を個人で契約したい、1つ欲しいんだという場合に相談相手、そして、携帯買っていいですよって、もしかしたら判こをつかれたと思うんですけど、そういうことは、例えば携帯において証人が相談した相手、そして、いいですよと言った相手はどなただったんでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 携帯はBさんのときじゃなかったかなと思うんですけど、Bさんのときじゃなかったで

すか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 例えればいいですよと言った方と、それと、例えばもしかして購入許可の書面などが交付されたかどうか、どうですか。

○古賀世章委員長 どうですか。C証人。

○証人（C氏） それは分かりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ちょっと変えます。いろいろ手数料を頂いて、その中で必要な物品を御購入なさっていたということなんです。それで、その必要な物品は、手数料から買ってくれというのは、町からの要求でしょうか、町からそう言われたことでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 一番初め、当初からその10%のものでいろんなものを買っていましたので、袋とか、駐車場のお金とか、そういうのはそれから出してきたから、別に誰かに許可を得たりとかしていないような気がします。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 議会のほうから見ておりますと、さくら市場に関する人件費、証人も含めた人件費、それから物品購入に関する諸経費、運営に関する諸経費は、全部一般会計から出ているんです。そうなると、我々がちょっと思うのは、そういう必要な経費は全て一般会計からお買いになればいいじゃないかと思うんですけど、町のほうから必要な経費は出しますから、要求してくださいとか言われたりすることもなかつたですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 初めのうちはそうやって買ってきましたけど、あとはもう役場のほうで何かありますよね。事務所とか頼むのが、アスクルとか、そういうので頼んでくださいって途中からなったと思います。それがいつからだったかはちょっと覚えていません。だから、もう買われなくなったと思います。自分たちで買いにいくんではなくて、そういうアスクルに載っているもの、そういうものを買ってくださいって、係というか、事務のほうから言われたような気がします。

だから、初めのうちだけは自分たちで買いに行っていましたけど、もう随分、何年かっていうのはちょっと私は覚えていませんけど、もう買わないで、全部あれから頼んでくださいねっていうのを言われました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 いずれにしても、購入費は手数料の中からお支払いをしていましたということですか。つまり、町の財源じゃなくて、売上げというか、手数料の中から必要なものを買うということについて

は、最初からもうそういう立てつけだったのか、それとも、例えば先ほどおっしゃっていた4万円とテントは町のお金から出ましたと、その後、手数料の中から買ってくださいよとか、手数料の中から買うようにしましょうよという協議が町とあったのかどうか、そこは覚えていらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） いつからとかは覚えていませんけど、初めは本当少しの手数料ですよね、5人ぐらいしかいませんので。だから、一番初めのテントとかは、もう備えつけるものは全部町から買っていただいたと思うんです。ナフコに行って買ってくれと言われたので、大刀洗のナフコで買ったと思います。

そして、後はいつ頃からか分かりませんけど、もうそういう事務用品は買わないで、こっちのこれで頼んでくださいねと言われましたけど、袋とか駐車場とか、そういうお金は初めのうちはずっとそれでやってきました。

でも、誰からも言われたわけじゃないんですけど、もううところがないから、それから出したんじゃないかと思うんですけど。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、証人がお辞めになる最近まで、そういうふうに必要なものは手数料の売上げの中から御購入なさっていたという感じでよろしいんでしょうか、例えばP C管理の中とか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） いいえ、私はもう8年ぐらい前からパソコン処理になっていましたから、それはしてなかったと思います。もう本当の、14年ぐらい、今はもう16年目になりますから、長い間に自分たちで買ってきましたけど、いつそれがやめたとかいうのは分かりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、最近そういう、それまで手数料でお買いになっていたいろんな小物品というのは、最近はどこからお買いになっていたか覚えてていますか。

○古賀世章委員長 はい。

○証人（C氏） アスクルの中で、アスクルという事務処理の注文がありますよね、本が。だから、役場で買ってくれということじゃないんですか、それ。

○古賀世章委員長 カタログみたいなやつですか。そういうやつの中から選んで、

○証人（C氏） そうです。選んでくださいました。

○古賀世章委員長 どうぞ。平山委員。

○平山賢治委員 例えば現場のスタッフの方から、これが欲しいんだというのを町の役場の担当課に頼んで、担当課の方がアスクルなりで何かそれを買って、現場に降りてきたというような解釈でよろしいですか。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○証人（C氏） 初めの頃は自分たちで買いに行っていましたけど、あとはもう役場の袋とかも買わないで、何か事務処理の何でも載っていますよね。それで買ってくださいということだったと思います。それに、袋要らなくなつたじゃないですか。もうビニール袋使つたらいけないということで。だから、もう消耗品としてはほとんど買っていなかつたんじゃないかと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 地域振興課の職員の方の先日の証言では、今、通帳がありますよね。それで必要な物品がある場合は、スタッフの方が来て、これが必要だということで通帳を持っていて、必要な物品をその通帳の中からお買いになつていたというような証言があるんですが、そのようなこともなさつていた記憶はございますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） あります。大きな物はアスクルの事務用品には載つていませんので、垂れ幕っていうか、飾るためのもの、商品を並べるためのもの、そういう物は買ってきていたと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それに対して、例えば上司の決裁とか、購入に関して、これを買っていいとかいう決裁とかはありましたか。それともなくて、ちょっとこれが必要だからということで、通帳からお出しになつていたということでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 一応こういうのを買いたいという相談はしていたと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 それに対して何か、文書なり決裁なりで、オーケーとか駄目とかいうことではない。口頭で、これ買っていいかみたいな感じですか。もうちょっと詳しくいいですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 文書では出していないと思います。口頭だと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 ありがとうございました。次、ちょっと質問させていただきます。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○平山賢治委員 先ほど、初期かもしれませんけど、一定たまつた現金、手数料としてたまつた現金をたまに役場にお渡しするというお話がございましたが、この制度については、例えればいつお渡しするとか、幾らお渡しするとか、そういう取り決めというのはございましたでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人、どうですか。

○証人（C氏） いつからとか、私はちょっともう定かでないんですけど、ある程度、金庫の中で邪魔になるようだったら渡していたと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 例えは4万円ぐらいあればいいだろう、例えはお釣りとしてや諸経費として幾らぐら
いあればいいから、そこを超えて入ってきた手数料については、もう現場の裁量で不定期に役場に入
金というか、お渡ししていたという解釈でよろしいですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 初めのうちはそのように、出品者も少なかったですから、そのようにしていました。

でも、もうある程度、Jさんがいた頃ですか。もう8年ぐらい前からは、もうそのまま全部お渡しす
るって、売上げを渡していますから、10%はもう金庫の中には入っていません。金庫は4万円だけで
動いていました。だから、売上の封筒に入れて、今日の売上げ、毎日を日々渡して帰っていましたの
で、もう金庫の中には4万円の釣り銭しか入っていませんでした。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 それは最近というんですか。

○古賀世章委員長 はい。

○証人（C氏） いえ、最近じゃないと思います。8年ぐらい前じゃないでしょうか。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 確認しますと、8年ぐらい前からはP C管理、パソコン管理とほぼ時を同じくしてと
いうことですかね。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 定かではないんですけど、封筒に入れてお渡ししていたと思います。今日の売上げで
すということで、金庫も鍵つきの金庫に入れて帰っていました。

○古賀世章委員長 どうぞ。平山委員。

○平山賢治委員 となると、必要な、先ほどの例えは袋とかをお買いになるときに、その頃までは金庫
の中から必要なものを購入する場合、それから1回渡したものから。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） その頃は、お金は買ったら頂いていたんじゃないですか。金庫の中のお金じゃなくて、
自分たちで買ってたら、これだけこれを買いましたということで、レシートを見せて買っていたと
思いますけど。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 次の御質問させていただきます。ずっと証人が勤務なさっている間は、町の臨時、恐
らく職員ということで、給与というか、28日を振り分けた分ですが、それ以外の日当や交通費などの
支給というのは、例えは遠隔地に行った場合の日当や交通費などの支給というのはあったんでしょう
か。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 遠くに行ったときは、手当てみたいなのが出ていたと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もし御記憶あれば、もうちょっと詳しくお聞かせいただけますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人、どうぞ。

○証人（C氏） 町外ですよね。町外に行ったときは、何か出ていたように思います。交通費みたいなものを頂いたと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどの話で、以前、手数料の一部をたまに役場にお戻しになっていたということで
すが、これは誰に戻していたか覚えてますか。誰に対してお金を戻していたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 私たちの担当者といったらあれなんですけど、いつも、言っていたKさんとか、そういう
方に渡していたような気がします。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それから、手数料は途中から20%に上がったりしているんですけど、御存じですか。

それは、その決定とかには関わっていらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 私が辞める少し前だったと思うんですけど、新しい職員が、若い人が入ってきて、皆
さん、いろんなところにマルシェ、出されているんです、自分の作った商品を。そうしたら、20%ぐ
らいみんなどこでも取られるということで、私たちは10%はちょっと安過ぎるというのが、包装して
いるものが破れたりしたときに入れ替えてやるんです、うちのほうで。汚くなつて、ずっと持つて歩
いていたら破れますよね。その包装をきれいにすることと、あとシール貼りとか作らないといけない
ので、そういうお金がかかるから20%にしようという話が出ていたように思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となりますと、実際20%、例えばその承諾書ですか、今年は20%と書いてあるんです
けど、その作成とかには関わっていらっしゃいませんか、その意思決定とか書面作成とか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） その話が出たときに、みんなで決めているんです、スタッフで。スタッフで決めてい
て、多分、役場の人がパソコンを打ち込んでくれているんじゃないかなと思うんですけど、担当者が。

○古賀世章委員長 スタッフというのは、役場の担当者のことですか。

○証人（C氏） いえ、スタッフは私たち現場の。

○古賀世章委員長 現場の方ですね、分かりました。

○証人（C氏） 何人かで。

○古賀世章委員長 はい。

○平山賢治委員 現場のスタッフで20%ぐらいにしたほうがいいんじゃないかということを、意向を受けて、役場の方がその書式を作ったのではないかということ。ありがとうございます。

○古賀世章委員長 どうぞ。平山委員。

○平山賢治委員 最後になりますけど、例えば出店された場合、いろいろ大変なことだと思いますが、その際にイベントの際に打上げとか、その際の飲食物とか、そういうものを実施したり購入したりしたことはございますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 私たちは家庭持ちなので、そのところの打上げとかしたことはないです。今まで私ずっと勤めていて、みんなで一緒に食べに行ったりとか、飲みに行ったりとか、そういうのをしたことはありません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 役場の勤務員も含めてそういうことを、証人は参加したことなくとも、そういうことを実施なさっているということはよくございましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 私は知らないです。

○古賀世章委員長 御存じないということですね。

そのほか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 釣り銭として4万円、手元にお持ちだったということですけども、その4万円はもともと町のほうから支給された4万円だったですか、それとも個人で用意されていたんですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） それは、一番初めに緊急雇用を私がされたときに、矢野課長のほうが金庫、4万円、釣り銭を用意してくれたのが始まりです。そのまままでずっと来ています。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 もう一度確認します。金庫と4万円を町のほうで準備していただいたということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 金庫、旗、テーブル、全てその備品を買ったときに金庫も買いました。お店をつくるために釣り銭が要るので、中に4万円は矢野課長から頂きました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかどなたか。高橋議長。

○高橋直也議長 お疲れさまです。私も議員になって10年目ですけども、議員になった初めの年に、たしか福岡市役所前の公園で町村フェアをされていたときに一度顔を出させてもらって、すごく頑張つてられているなって、町のPRを、そう感じた次第であります。

ちょっと私聞きたいのは、途中からタブレットを追加されたじゃないですか。これは、誰が追加し、タブレットが必要だっていう話になったのかをちょっとお聞かせください。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） タブレットでそれを流したりできるじゃないですか。今、いろんな宣伝ですか、PR、今ここでしていますよっていう。そういうので、やっぱり宣伝したほうがいいということで、タブレットを取るようになったと思うんです。

それと、あのタブレットで、たしかレジみたいなものもできるって言うので、それをしようっていうので、タブレットを頼んだような気がします。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ということは、現場でタブレットが必要だからということで追加したという流れみたいなんんですけども、当初の答弁では、タブレットは上に預けているみたいな話、地域振興管理ですか、預けているみたいな話なんんですけども、どっちが正しいんですか。現場に持っていて使っているのか、それとももう上に預けっぱなしなのか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） お店があるときは持って行っていると思います。でも、普通は持って帰らないから、置いていると思います。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ということは、そのタブレットで出品者にもPayPay払いで支払うようなこともあるんですか。それとも、PayPay使われていましたよね。それは、お客様が買うときのPayPayで売上げをいただくときに使っていたんですか。どっちなんでしょうか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 今の若い人は、皆さんPayPay持つていらっしゃるので、PayPayで支払ってくださいという方がいらっしゃいます、出品者が。それと、あといろんなところに行つたときにPayPayで支払うという方もいらっしゃいますので、両方だと思います。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ということは、PayPayで売上げが上がるということで、Cさんの個人の名前で、PayPayで商売として売上げを頂いていたということじゃないですか、違いますか。

○古賀世章委員長 どうぞ。C証人。

○証人（C氏） CがPayPayでどうかしたというあれば記憶はないんですけど、タブレットでPay

y Payができるから多分持ち込んでいたと思うんですけど、それで私が何かあれしたというか、電話と一緒に関連づけてPayPayって借りられるんですよね。PayPayじゃなくてタブレット。それで一緒に借りていたんじゃないんですか。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 いや、ただ、商売でやっていたということであれば、例えば1,000円売上げをPayPayでもらって、出品者に例えば半分、500円仕入れ代を払ったとしたら、差額500円上がってくるじゃないですか。そういうのは、Cさん個人のPayPay、PayPayって結構あれ通帳の代わりみたいになるので、その辺の税の申告とか、その辺の話は役場の担当課と誰かしたことはありますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私、PayPayしていません、自分では。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 自分ではしていないけども、Cさんの名義で借りたタブレットでやり取りしているということですね、町では借りれなかったということなので。

○証人（C氏） それ、何年のことですか。何年のことと言わわれているんですか。PayPayのタブレット、今現在のことですか。

○高橋直也議長 今までのことです。

○証人（C氏） 今までのことですか。

○高橋直也議長 タブレットで、Cさんがもう一台、携帯と別に個人の名前でタブレットを借りられたわけでしょう。それをお客様からの支払いとかでも使われていたということじゃないんですか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私、携帯のあれば支払いはしていましたよね、携帯は。そのときにタブレットも一緒に借りていたっていうことですか。

私自身タブレットをその借りたのは、携帯で支払って、タブレットも一緒に同時に借りているでしょう。そのタブレットは、いろんなところに持っていて写したりとか、PayPayしていましたけど。

○高橋直也議長 Cさんの名義ですよね、そのタブレットは。

○証人（C氏） 名義です、私の。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 ということは、CさんのPayPayにお金が入っていたということですね、お客様からの振込が。

○古賀世章委員長 どうぞ。實藤委員。

○實藤量徳委員 Cさんの現金がどうのじやないんです。名義がCさんだから、もし税務署が入った場合、Cさんに行っちゃうんですってっていう意味です。名義の人が商売したというふうに取られるんです、見方によってはという意味で議長は聞いてると思います。簡単に、私は使ってないからというんじゃなくて、名前が使われていたら、もうその人の商売やっているっていうふうに取られるんです、取り方によっては。

○古賀世章委員長 議長。どうぞ。

○高橋直也議長 だから、その辺の話合いは担当課の方とされたのかなっていうのをちょっと聞きたかったんです。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） そういう話はしたことではありません。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 ということは、タブレットを借りて、PayPayという口座を開設しなくちゃいけないんですけども、PayPayの口座を開設するに当たっては、誰の指示で口座を開設されたんでしょうか。そこをお聞かせていただいて、PayPayが必要だからというのは分かるんですけども、Cさんが自分で必要だからと思って開設したのか、誰かに了解を得て開設したのか、その辺の経緯を教えてもらってよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。C証人。

○証人（C氏） PayPayが始まった頃は、私自身は、PayPayしていませんので、若い方たちが、皆さんもPayPayが必要だということできたと思うんですけど、そういう話は上の人としたことはありません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最初、携帯代が2,788円ほどでずっとあってましたんですけど、最初はガラケーじゃなかったのかなと思うんです、携帯が。途中でスマホに変更されていませんか。スマホ自体で、タブレットがなくてもPayPay払いとかできたとは思うんですけど、スマホに替えたときも、スマホとタブレット両方あったということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 初めガラケーでしたね。それから替わっていますもんね。両方あったと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ガラケーがなくなるという話ですけど、まだいまだにガラケーは使っている人はいらっしゃいます。多分、令和元年ぐらいにスマホに替えたんじゃないかな、こちらの調べでは。なぜ、電話をするのが、出品者と連絡するのがということだけだったらスマホでいいし、ガラケーでいいし、タブレットも持つていらっしゃるので、LINEとかのやり取りもタブレットでできたかと思

うんです。それをなぜ、ガラケーからスマホに変更になつたいきさつっていうのはどういうことだつたのか、覚えていらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 どうぞ。C証人。

○証人（C氏） 分からないです。

○古賀世章委員長 分からんですか。議長。

○高橋直也議長 タブレットをCさんがもう一台別に借りて使っていた期間というのは、どのくらいなんですか。どのくらいありましたか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 私は、短い時間だったと思います。自分自体がそんなに、若い人たちには皆さん使いきると思うんですけど、私自体はタブレットでどうこうというのではありませんので、若い職員の方が、皆さん、されていたと思います、タブレットでいろいろ。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 ということは、Cさんの名義で借りたタブレットを若いスタッフとかで、使わない、さくら市場をしない日には上に貸していたということになるんですか。預けていた、貸していた、Cさん自体が使っていないということは。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） そうなりますね。私自体は、もう携帯だけでよかったですから。私、責任者は、もう辞める二、三年前から責任者していませんので、若いスタッフたくさんいらっしゃいましたので、緊急のときだけ、私、2年間ぐらいは呼ばれて出勤していましたと思います。

だから、そのときには若い方たちがしていて、携帯電話自体は私の名義でした、ずっと。私が辞めた時点で名義を変更してもらいました。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○高橋直也議長 Cさんのタブレットは、何年ぐらいCさん名義で借りて、それを若いスタッフとか、上の地域振興課とかに貸していた、その期間は何年ぐらいありますか。何年ぐらい貸していましたか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 全く私は分かりません。自分がそのタブレットを何年のときに、携帯電話を替えたって今さっきおっしゃいましたけど、自分自身がそれにやり替えたというのも記憶ないです。

○古賀世章委員長 最後に。高橋議長。

○高橋直也議長 あと、8年前からはPCでお金の流れはということですけども、その前は、手数料とかがたまつたら地域振興課を持って行って渡していたと言われたと思うんですけども、主に誰に渡していたのかと、基本的にさくら市場の担当という方は、職員さんで誰が担当だったんですか。ずっと一人の方じゃないと思うんですけども、関わった担当の方とか、主にやり取りをした人の担当者名を

お聞かせいただきてもよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 どうぞ。C証人。

○証人（C氏） 辞められましたIさん、それにKさん、それにJさん、それにAさん、それにBさん、私の記憶ではそれぐらいしか名前は分からないです。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○高橋直也議長 それ以外の地域振興課の職員は、担当としては関わっていないということですか。

○証人（C氏） そうですね。

○高橋直也議長 分かりました。

以上です。

○古賀世章委員長 どうぞ、次。もう時間が押していますので、端的にお願ひします。

○白根美穂副委員長 最後になります。すいません、もう一度携帯のことです。当初かててで使用するために作った携帯の契約書、こういうふうに契約しましたということを町のほうに出してなかったですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 全く私、覚えてないです。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○白根美穂副委員長 携帯契約されるときは、当然、証人の口座から自動引落しということなので、証人が自分で携帯会社に行って契約をした。契約書に署名捺印して、こういうふうに携帯を契約していましたよっていう報告は、町のほうにはされていませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。C証人。

○証人（C氏） 私はBさんと甘木に行った記憶はあります。Bさんと一緒に行ったと思いますけど。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○白根美穂副委員長 そのときの契約書は御自分でお持ちですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○証人（C氏） すいません、分からないです。

○古賀世章委員長 最後にどうぞ。

○高橋直也議長 ちょっとくどいようですけども、証人の携帯とプラスアルファ、タブレットを借りたということで、市場とかがあつてないときには上の地域振興課に預けていると、それは誰に預けているんでしょうか。誰に渡す、やっぱり渡すじやないですか。使わないからって、預けますということで、誰に預けていますか。

○古賀世章委員長 C証人。

○証人（C氏） 置く場所はどこかって言われても、ちょっと定かでないんですけど、結局、私たちは

持ち帰りはできないので、机の上に置いて帰っているんだと思いますけど。

○古賀世章委員長 いいですか。どうぞ。

○高橋直也議長 持ち帰りができないって言うけども、Cさんの名前で借りられたCさんのタブレットですよね。それを持って帰れないんですか。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○証人（C氏） 個人というよりか、電話もそうですけど、役場のものが使えないから携帯は頼んだんです、借りたんです。そのときに一緒にタブレットも借りたんだと思うんですけど、それを自宅に持って帰ることは、これ、タブレットは使いませんから、携帯だけは私持つて帰っていたと思います。いつ誰から電話かかってくるか分かりませんので。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○高橋直也議長 端的に言うと、さくら市場で携帯を借りられないから、Cさんの名前で借りてくれという形になっていたということですね、結局。

○古賀世章委員長 いかがですか。どうぞ。

○証人（C氏） 役場では、携帯は借りられないっていうことだったので、私の名前で携帯を借りました。

○古賀世章委員長 いいですか。私から1点だけ。先ほどからの証言によりますと、Cさんの時代には、売り上げたものとかいろいろ帳簿みたいなやつをつけられて、そして、必要なときにはコピーして役場のほうには出されたというようなことですね。こういうやつは、一応出納帳みたいなもんだろうというふうに私は理解したんですけども、ところが、これを、出納帳あるかというふうに役場のほうに尋ねたんですけど、そういうのは一切つけてないというような返事が戻ってきてているんです。ここ、どうお考えかなと思って、そこを教えていただきたいなと。今まではずっと、自分たちの頃はコピーしてまでをやつとったのが、上の受け取る方は、そんなものは全然つけてないというふうな御発言なんです。そこをどうかなと思いましたので、すいません。

○証人（C氏） 私は、一番初めからノートはありましたので、10年近く自分で担当していましたから、10冊のノートは持っていたんですけど、辞めたときに私、もう破棄したんです、必要ないと思って全部ごみに出しました。

○古賀世章委員長 ああ、そうですか。

○証人（C氏） でも、自分が一応リーダーとしてさせていただいているからには、きちっとしたものが必要なので、お客様に、出品者さんが、売れた売れ数というか、売上げの金額といろんなものを買ったもの、それに残った金額、それでここで幾らたまっているというので、幾ら役場に渡したというのは、きちっとしたノートは自分で作っていました。

○古賀世章委員長 そうですか。それをもう役場の方にも渡されたと。

○証人（C氏） 役場のほうにはコピーで渡していましたけど、3年したらもう破棄するっていうあれば役場ではあるので、多分残っていないんだと思います。

8年ぐらい前は、パソコンの中で処理ができるから、もうそれはつけなくてよくなつたんです。でも、自分で家で書いていたんですけど、別にもう必要ないので捨てました。

○古賀世章委員長 もう今捨てられたんですか。まだ残っていますか。

○証人（C氏） いや、もう捨てました。

○古賀世章委員長 そうですか。だから、質問してもそういうことしか返ってこんやつたから、何ちゅうことをやつとるのかなというのが私の意見なんです。商売人が出納帳もつけんちゅうことはどういうことだということだったから、ちょっとお尋ねしたまでだったんですけど。

○証人（C氏） つけていました。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。時間も延々と、非常に今日は長くなりましたが、本当に疲れさまでございました。

以上で、C証人に対する尋問は終了させていただきます。証人は、退席、退出されて結構でございます。どうもお疲れでございました。ありがとうございました。

以上で、C証人への証人尋問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

（午後3時5分休憩）

（午後3時30分再開）

○古賀世章委員長 それでは、再開をいたします。

証人出頭要求についてでございます。

各委員の御意見を踏まえまして、次回の証人喚問につきましては棚町寿さん、質問事項はマルシェかてて運営についてということでございます。日時につきましては、7月10日13時30分から、場所はここ協議会室において行います。

本件について御意見はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○古賀世章委員長 お諮りします。ただいま申し上げましたとおり、議長に対して証人出頭を要求することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出当せずまたは証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定によりまして、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、記録の提出要求についてでございます。

事前に各委員から御意見をいただいておりますので、協議した結果、この際1つが初年度からの団体役員やかてての規約名簿など一式、それから2つ目がP a y P a yの契約に関する書類一式、3つ目がかててに関わった販売員の雇用契約などでございます。以上の提出を求めたいと思いますが、本件について御意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りします。今申し上げました記録につきまして、執行部に対し地方自治法第100条第1項に基づき、6月19日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

続きまして、次回の開催でございますが、次回の開催につきましては7月10日の13時30分から会議を行いたいというふうに考えます。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

そのほか、何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ないようでございますので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後3時32分閉会)